

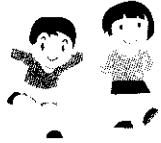
 広報

にしかつら

平成11年
1999
3月号
No.267



西桂町ミニバスケットボールスポーツ少年団
保母体験（ボランティア体験）



地域振興券交付事業についてのお知らせ



子育ての支援と高齢者の経済負担を軽減するとともに個人消費を高め、地域経済の活性化を目的として、地域振興券が発行されます。西桂町では、下記のとおりですのでお知らせいたします。

交付対象者と思われる方には、郵便等でお知らせをする予定です。

- 15歳以下の児童の属する世帯の世帯主の方には引換券を郵送しますので紛失しないようご注意ください。
- 上記以外で対象と思われる方についても、郵便等でお知らせする予定です。

※ 役場からのお知らせがない場合であっても、該当と思われる方は、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

振興券の使用期間	3月15日～9月14日の6ヶ月間
交付予定 期 間	平成11年3月15日(月)～平成11年3月26日(金) (土日・祭日を除く)
時 間	午前9時～午後7時 (昼休みを除く)
場 所	西桂町役場 2階大会議室

※ 3月29日以降の引換は平常時間内に役場で行っています。(昼休みは行いません。)

※ 振興券の受領に際しては、運転免許証、国民健康保険証などの本人(窓口へ来る人)であることを証するものが必要となります。

○交付額は1人につき 20,000円分です。1,000円券20枚つづりになっています。

○申込登録のあった西桂町の店舗等でお使いいただけます。

○額面は1,000円 お釣はもらえません。

○交換、譲渡、売買はできません。

○使用できるのは、交付対象者ご本人またはその代理人・使用者の方に限ります。

地域振興券は以下の方に交付されます。

(平成11年1月1日が基準日です。)

- ① 15歳以下の児童がいる世帯主の方
- ② 老齢福祉年金等の受給者等
 - (1) 次のいずれかの年金または手当てを受給している方
老齢福祉年金・障害基礎年金等・遺族基礎年金等・児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児童福祉手当・福祉手当(経過措置分)・原爆被爆者諸手当
ただし、障害基礎年金等、遺族基礎年金等の受給者の一部の方は、受給者及び受給者を扶養している方が個人の町民税(所得割・均等割両方とも)非課税の場合に限られます。
 - (2) 生活保護の被保護者、社会福祉施設の措置入所者等。
- ③ 65歳以上の町民税(所得割)非課税の寝たきりの方
ただし、本人が扶養されている場合は、扶養者が町民税(所得割のみ)非課税の場合に限られます。
- ④ 65歳以上の町民税(所得割・均等割両方とも)非課税の方
ただし、本人が扶養されている場合は、扶養者が個人の町民税(所得割・均等割両方とも)非課税の場合に限られます。

お問い合わせ先 西桂町役場 総務課 地域振興券交付対象者担当

TEL 25-2121 FAX 20-2015

統一地方選挙のお知らせ



平成 11 年 4 月 11 日山梨県議会議員一般選挙が、4 月 25 日西桂町議会議員一般選挙が統一地方選挙として行われることになりました。次の事項に注意し、棄権することなく必ず投票しましょう。

	山梨県議会議員一般選挙	西桂町議会議員一般選挙
①投票日	4 月 11 日(日曜日) 投票時間 午前 7 時～午後 8 時	4 月 25 日(日曜日) 投票時間 午前 7 時～午後 8 時
②投票所	西桂町いきいき健康福祉センター	
③投票できる人	選挙の告示日：平成 11 年 4 月 2 日 選挙人名簿登録基準日：平成 11 年 4 月 1 日 選挙人名簿登録日：平成 11 年 4 月 1 日 投票できる人は、昭和 54 年 4 月 12 日以前に出生した人で、平成 11 年 1 月 1 日以前から西桂町の住民基本台帳に登録されている人は、選挙人名簿に記載されますので投票できます。 選挙人名簿に登録されている方で県内に転出された方が投票する場合は転出先の市町村長が発行する居住証明書が必要です。	選挙の告示日：平成 11 年 4 月 20 日 選挙人名簿登録基準日：平成 11 年 4 月 19 日 選挙人名簿登録日：平成 11 年 4 月 19 日 投票できる人は、昭和 54 年 4 月 26 日以前に出生した人で、平成 11 年 1 月 19 日以前から西桂町の住民基本台帳に登録されている人は、選挙人名簿に記載されますので投票できます。
④投票できない人	・法律で定められた事項の該当者の他に、選挙人名簿に登録後県外への転出者 ・平成 11 年 1 月 2 日以後の転入者	・法律で定められた事項の該当者の他に、選挙人名簿に登録後町外への転出者 ・平成 11 年 1 月 20 日以後の転入者
⑤不在者投票	4 月 2 日から 4 月 10 日まで 時間：毎日午前 8 時 30 分～午後 8 時まで 仕事・旅行・病気などで投票日に投票所について投票できない見込みの人は、選挙管理委員会では不在者投票を行って下さい。 (投票所入場券が届いた方は持参して下さい。) なお、身体に重度の障害のある選挙人の方は、その障害の程度(身体障害者手帳・戦傷病者手帳などに記載されている等級または知事が書面で証明した人)によっては郵便による不在者投票もできます。方法等を詳しくお知らせになりたい方は、選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。	4 月 20 日から 4 月 24 日まで 時間：毎日午前 8 時 30 分～午後 8 時まで
⑥投票所入場券	4 月 5 日(月) 入場券発送予定 入場券は各有権者(各世帯ごと)に郵送します。受け取りましたら氏名・住所などを確認して、投票日に投票所へ持参して下さい。	4 月 21 日(水) 入場券発送予定
⑦開票	即日開票：午後 8 時 45 分から 場 所：西桂町役場	即日開票：午後 8 時 45 分から 場 所：西桂町役場
⑧立候補予定者への届出手続説明会	3 月 15 日(月) 午後 2 時から 都留市消防庁舎 会議室	4 月 14 日(水) 午後 2 時から 西桂町役場 2 階大会議室
⑨その他	立候補届出期間：4 月 2 日 議員の定数：都留市・南都留郡西桂町選挙区 2 名	立候補届出期間：4 月 20 日 議員の定数：12 名

問合わせ先 西桂町選挙管理委員会 25-2121

2000年
4月スタート!

介護保険を知らう

要介護認定の結果が通知されたら

介護サービス計画 (ケアプラン) ★4 はだれがつくる

介護サービス計画とは、利用するサービスの種類と回数、その組み合わせを考えること。

①介護サービス計画の作成を依頼した場合には、ケアプラン作成機関の介護支援専門員（ケアマネジャー）が訪問調査を行う。その資料に基づいて、利用者や家族と複数の専門職による話し合いを経て、介護サービス計画が作られる。計画完成後、サービス提供機関に連絡が入りサービスが開始される。

なお、計画作成に関しては、利用者の負担はなく支給限度額が減ることはない。

②自分で利用計画をつくった場合は、計画を市町村に届ける。そして、サービス提供機関に自分で連絡を入れ、サービス提供を依頼する。

③利用計画をつくらない場合は、サービス提供機関に連絡を入れ、直接サービスを購入することになる。購入代金は全額立て替え、あとから払い戻される形になる。

④施設サービスを利用する場合は、施設で必ず介護サービス計画が作られる。

さて、どんなサービスを組み合わせればいいのか

○在宅サービスの利用に先立ち、次の3つの方法が考えられます。

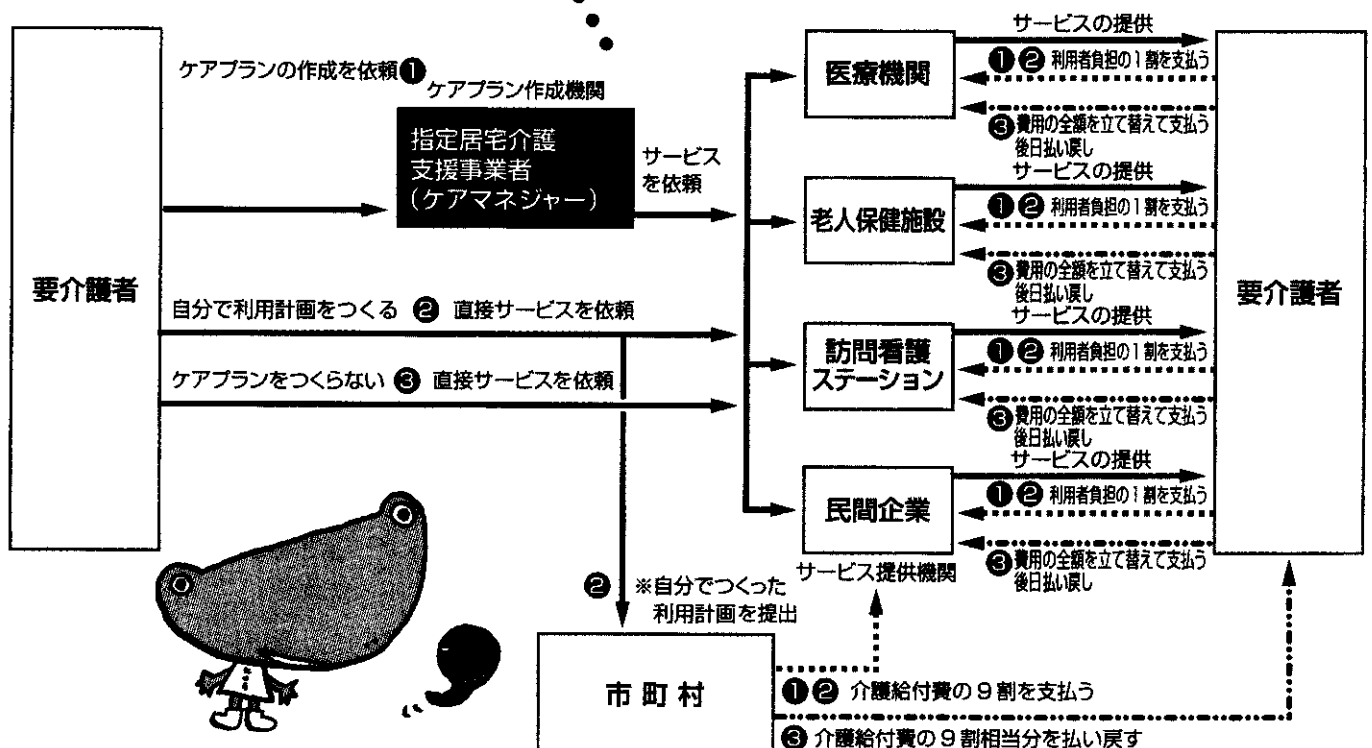
①介護サービス計画（ケアプラン）★4の作成を依頼する

②介護サービス計画の作成を依頼しないで、自分で利用計画をつくる

③介護サービス計画をつくらない

○介護保険では、保健・医療・福祉のさまざまなサービス★5が総合的に受けられます。

○サービスをどのように組み合わせるかは、利用者の生活スタイルにかかわる重要事項です。



■介護保険で受けられるサービス ★5



	在宅サービス	施設サービス
要介護者	●訪問介護（ホームヘルプ） ●訪問入浴 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●日帰りリハビリテーション（デイケア） ●居宅療養管理指導（かかりつけ医による医学的管理など） ●日帰り介護（デイサービス） ●短期入所生活介護（ショートステイ） ●短期入所療養介護（ショートステイ） ●痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人のグループホーム） ●有料老人ホーム等における介護 ●福祉用具の貸与・購入費の支給 ●住宅改修費の支給（手すり、段差の解消など）	●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ●介護老人保健施設（老人保健施設） ●介護療養型医療施設 ・療養型病床群 ・老人性痴呆疾患療養病棟 ・介護力強化病院（施行後3年間）
要支援者	●同上（痴呆性老人のグループホームを除く）	●要支援者は施設入所はできません

介護サービス計画ができた

◆利用するサービスの種類とそのサービスを提供する事業者が決まります。

次のような介護サービス計画が、山田さんのためにつくられました。

◆たとえば山田さんの場合の介護サービス計画表

訪問看護の必要性が高い場合

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問リハ	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問介護
午後	訪問看護	訪問介護	訪問看護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)	(巡回型)

短期入所 6カ月に3週

福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット

在宅サービスを利用する場合は

◆たとえば山田さんは、要介護度4の1ヵ月の在宅サービス利用限度額の範囲内で、どのようなサービスを組み合わせ利用できるかを介護支援専門員に相談することにしました。本人や家族の希望を伝え介護サービス計画の作成を依頼します。

介護施設に入所する

○介護支援専門員の紹介などにより、自分の気に入った施設を選んで入所します。

介護施設に入る場合は

○介護支援専門員の助言も参考に希望の施設の種類を選びます。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要な、家庭での生活が困難な寝たきりの高齢者などが対象です。

②介護老人保健施設（老人保健施設）

入院の必要はないが、看護・介護やリハビリなどの医療が必要な寝たきりの高齢者などが対象です。

③介護療養型医療施設

長期にわたり医療が必要な高齢者などが対象です。

**平成11年4月1日から
老人保健法等の規定に基づき、
高齢者の患者さんの負担額が
変わります。**



○老人保健制度加入者の皆さんの診療に関する一部負担金の額が次のとおり変更になります。

★外来の場合 1日につき500円→1日につき**530円**

ただし、同一の医療機関に1ヶ月に5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院については無料となります。(薬剤に関する一部負担金はお支払いいただきます。)

★入院の場合 1日につき1,100円→1日につき**1,200円**

※市町村民税非課税の世帯に属する方等で老齢福祉年金を受給している方については、1日につき500円に減額されます。

※市町村民税非課税の世帯に属する方等については、1ヶ月の負担上限が35,400円になります。

○なお、老人保健制度加入者の皆さんが外来又は在宅で薬剤の支給を受けた場合に、その種類などに応じて医療機関（院外処方せんが発行された場合には、薬局）でお支払いいただいている一部負担金については、平成11年度の特例措置として、平成11年7月1日から、国が患者さんに代わってお支払いする予定です。詳しくは、内容が決まり次第、お知らせいたします。

※外来の一部負担金は、1日平均外来医療費の伸び率に応じて、また、入院の一部負担金は、法律の規定に基づいて、いずれも自動的に改定が行われるものです。

※患者さんが支払った一部負担金は、市町村から医療機関等に支払われる診療報酬から差し引かれるため、一部負担金の変更によって医療機関等の収入が変わるものではありません。

※入院の一部負担金の減額を受ける場合、町長の発行する認定証を健康手帳に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

問い合わせ

西桂町役場 住民福祉課 老人保健係 TEL 25-2121

国民健康保険

保険証の更新を忘れずに!!

国民健康保険に加入している世帯は、保険証の更新の時期がやってまいりました。現在お手元にある保険証は3月31日に有効期限が切れますので、4月1日からは診療が受けられなくなります。

このため、次のとおり手続きを行いますので忘れずに更新をして下さい。

月 日	時 間	場 所
3月29日(月)	午前9時～正午	倉 見 公 民 館
3月29日(月)	午後1時～4時	下 暮 地 公 民 館
3月30日(火)	午後1時～4時	上 町 公 民 館
3月31日(水)	午前9時～午後4時	役場1階ロビー(柿園・本町)

★持参するもの

- ①現在お持ちの保険証
- ②学生等保険証を分けている世帯は、その保険証と在学証明書
(マル学の方は、必ず在学証明書を
持ってきて下さい。)

※ 居住している地区毎に更新を行います。都合により居住地区の指定日にこれられない場合は、4月1日以後役場の窓口へお越しください。

町村交通災害共済に家族そろって加入しましょう

加入手続きは保険証の更新と同時に受け付けます。

●交通災害共済とは

この共済は、県内全町村の住民がわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金をおくる“町村住民のための”相互扶助制度です。

●加入できる方は

西桂町に住民登録または外国人登録されている方です。加入者が途中他市町村へ転出した場合でも、共済期間中は有効です。



●加入の申し込みは

所定の「町村交通災害共済加入申込書」により、地区公民館または役場で行ないます。

(日程は保険証更新と同じです。)

●共済掛金は

1人年額 500円です。なお、中途加入でも掛金は同じです。

●共済期間は

平成11年4月1日
～平成12年3月31日まで

※中途加入の場合は、加入した翌日から
平成12年3月31日までです。

■見舞金額

不幸にして交通事故にあった場合、下記の表の見舞金が支給されます。

等級	災 害 の 程 度		共済見舞金額
1	死 亡		1,000,000円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号 身体障害程度等級表に掲げる傷害	1級から3級まで	300,000円
		4級から7級まで	200,000円
3	治療12か月以上の傷害で実治療日数50日以上		180,000円
4	治療6か月以上12か月未満の傷害で実治療日数28日以上		140,000円
5	治療5か月以上6か月未満の傷害で実治療日数22日以上		110,000円
6	治療4か月以上5か月未満の傷害で実治療日数18日以上		90,000円
7	治療3か月以上4か月未満の傷害で実治療日数14日以上		70,000円
8	治療2か月以上3か月未満の傷害で実治療日数10日以上		50,000円
9	治療1か月以上2か月未満の傷害で実治療日数6日以上		30,000円
10	治療2週間以上1か月未満の傷害で実治療日数4日以上		20,000円
11	治療1週間以上2週間未満の傷害で実治療日数3日以上		15,000円
12	治療1週間未満の傷害で実治療日数2日以上		10,000円

保 健

◆ 予防接種が 個別接種に変更

平成11年4月より乳幼児の予防接種（三種混合・日本脳炎・風疹）が個別接種になりますのでお子様の体調の良い時に次の医療機関で受けて下さい。

個別接種実施医療機関

（麻疹・風疹・日本脳炎・三種混合・二種混合）

しまだ医院 (25) 2 3 8 8

天野医院 (22) 4 8 0 0

竜ヶ丘医院 (22) 5 6 0 0

吉田医院 (22) 0 1 4 2

加賀谷医院 (23) 2 4 5 0

鈴木医院 (23) 7 0 7 5

保坂産婦人科小児科医院 (22) 5 0 7 0

堀内産婦人科医院 (22) 1 1 5 1

深沢医院 (24) 1 1 8 3

富士吉田市立病院 (22) 4 1 1 1

クリニック小林 (24) 5 5 8 5

新西原クリニック (24) 9 9 1 1

さくら医院 (30) 0 1 6 8

よねやまクリニック (30) 0 2 3 8

羽田レディースクリニック (30) 0 3 1 1

渡辺医院 (72) 2 8 3 5

山梨赤十字病院 (72) 2 2 2 2

武井こどもクリニック (0554) (45) 6 8 1 1

都留市立病院 (0554) (45) 1 8 1 1

（麻疹・三種混合・二種混合）
富士ニコニコクリニック (72) 3 3 7 0

（麻疹・二種混合・風疹）
小佐野医院 (72) 0 5 7 6

★事前に必ず電話をして、詳しい内容を聞いて予約して下さい。

健康づくりは私が主役 No.10

「健康管理は自分で」

柿園 滝口楨一さん（82歳）

滝口さんは、お菓子作り職人として50年余り勤め、今は、奥さんと一緒に食事づくりから掃除・洗濯と家事すべてをこなしています。そしてたまには、昔とった杵柄とばかりにお菓子を作り近所の皆さんに振る舞っています。

滝口さんは、兄弟が10人と多

く、小さい頃から炊事等してきただけで、82歳になった今でも日常の家事をすることが全然苦にならないそうです。

また、健康にはとても関心があり、4年前に役場の勧めもあり検診を受けた結果糖が高いことを指摘され、それ以来月に一回の定期検診を欠かしません。

健康維持のため、以前は、毎日30分ほど歩いていましたが、高血糖の指導後は、暖かい時に農道を一万歩歩き、甘いものも絶対食べない様にするなど食生活にも気をつけています。

また、好きなタバコも健康のため42歳の時強い意志で禁煙しました。

現在では、「年をとっても夫婦お互い、助け合って元気に長生きすることが大切」と日々を自分の健康管理に費やしています。



3月・4月 目 程 表

期 日	行 事	場 所	時 間	対 象 者
3月	18(木) 健 康 相 談	いきいき健康福祉センター	午前9時～12時	
	18(木) 機 能 訓 練	いきいき健康福祉センター	午後1時30分～	
	25(木) 母 子 相 談	いきいき健康福祉センター	午前9時～12時	
	30(火) 健 康 相 談	いきいき健康福祉センター	午前9時～12時	
4月	1(木) 健 康 相 談	いきいき健康福祉センター	午前9時～12時	
	6(火) 日本脳炎予防接種	いきいき健康福祉センター	受付 午後1時～1時15分	9歳～12歳
	8(木) 母 子 相 談	いきいき健康福祉センター	午前9時～12時	
	8(木) 機 能 訓 練	いきいき健康福祉センター	午後1時30分～	
	12(月) 1歳6ヶ月児健診	いきいき健康福祉センター	午後1時30分～	平成9年7・8・9月
	13(火) 風 疹 予 防 接 種	いきいき健康福祉センター	受付 午後1時～1時15分	平成4年4月～5年3月
	14(水) 肺・住民結核検診	倉 見 公 民 館 前	午前9時30分～12時	
	14(水) 肺・住民結核検診	いきいき健康福祉センター	午後1時～3時	
	15(木) 肺・住民結核検診	役 場	午前10時～12時 午後1時～3時	
	16(金) 肺・住民結核検診	小 学 校	午前10時～12時 午後1時～3時	

キッズサロン

キッズサロン 毎月第2・第4木曜日午前中2階保健センターを母子の遊び場として開放しています。

◆ポリオワクチンの追加接種について

昭和50年から52年に生まれた方について、ポリオの免疫を保有している方の割合が他の年齢層に比べて低いことが、厚生省の調査でわかりました。

昭和50年から52年に生まれた方は、ポリオウイルス常在国に渡航される時、お子様がポリオワクチン接種を受ける時に再度ポリオワクチンの予防接種を受けられることをお勧めします。

なお、接種は、任意接種になりますので有料となります。

山梨県では、県立中央病院で行っています。

問い合わせについては、いきいき健康福祉センターにお願いいたします。

保健所よりお知らせ

子供の健やかな成長のために、保健所では、次のような事業を行っています。

◎乳幼児すこやか推進事業

アトピー性皮膚炎生活指導事業

①専門相談：皮膚科医師による相談を隔月（偶数月第3木、午後1時30分）に開催します。

町保健婦を通して申し込んで下さい。

②学習会：アトピー性皮膚炎のお子さんをお持ちの親への学習会を開催します。

☆開催日は新聞等でお知らせします。（年間3回実施）

すこやか出生相談

結婚や出産に際して遺伝に関する心配をお持ちの方の相談に、随時応じます。

☆保健所に直接申し込んで下さい。（秘密厳守）

「家族の集い」交流事業

未熟児や慢性腎疾患、糖尿病など長期療養が必要なお子さんをお持ちのご家族がお互いの交流をとおして療養に役立つ情報を交換したり、精神的に支えあったりできるよう「家族のつどい」を開催します。

☆対象者に通知をします。（年間4回実施）

医療費給付事業

（疾患名・通院・入院別・入院期間・治療内容・医療機関等に条件があります）

①療育医療：出生体重2,000g以下または2,000gをこえても医師の診断により生活力の弱い未熟児に対して

入院医療費を支給します。

②育成医療：身体に障害のある児童（18歳未満）で治療効果が期待できるものに対して医療費を支給します。

③療育医療：長期入院を要する結核児童に対し、指定医療機関への入院と医療にあわせて学習の援助を行います。

④小児慢性特定疾患治療研究事業：小児慢性特定疾患で長期に治療を要する18歳未満の児童に対し、その医療費を支給します。

未熟児訪問指導

体重が2,500g未満のお子さんが生まれた時には保健所にご連絡ください。必要に応じて保健婦が訪問して相談にのります。

問い合わせ先 吉田保健所保健指導課 TEL (24) 9034



国民年金保険料

平成11年度の国民年金保険料

は
定額（1ヵ月）13,300円
付加（1ヵ月）13,700円
です。

国民年金の保険料は、将来（65歳から）満額の老齢基礎年金を受給するために、20歳から60歳までの40年間納めるものです。

また、事故や病気などで障害が残ったり、不幸にして死亡したときに支給される、障害基礎年金や、遺族年金を受給するためにも一定の保険料納付要件が必要となります。

自分の将来のために、国民年金保険料は毎月忘れずに納めましょう。

国民年金保険料

前納割引

国民年金の保険料は前納しますと割引されます。

159,600円

（13,300円×12ヵ月）

前納すると

155,750円

（3,850円割引）

保険料は毎月納めることになっていますが、一年間分まとめて納める前納制度を利用すると毎月納める手数もは省けます。

ぜひ、有利な保険料の前納制度をご利用ください。

前納期間 4月30日まで

納付方法 役場出納室・指定金融機関で納付書により納付してください。

国民年金保険料

前納プレゼント

平成11年度の国民年金保険料を前納された人の中から、抽選で205名の方に次の賞品が当たります。

◎国民年金保養センター「かすがい」ペア宿泊券 5名様

◎山梨県国民年金基金テレホンカード 100名様

◎図書券 100名様

▽応募方法

官製はがきに住所・氏名・生年月日・基礎年金番号を記入し郵送してください。

▽送り先

〒400-0031

甲府市丸の内1-9-11

山梨県福祉保健部国民年金課内

「前納プレゼント」係

▽応募期限

平成11年5月14日（金）

【当日消印有効】

前納納付期限は4月30日（金）

までですのでご注意ください。

「平成11年度の納付書は4月上旬発送予定です。」

お問い合わせ先

役場国民年金係 25-2121

山梨県福祉保健部国民年金課

055-235-7815

ボランティアだより

1999
3月号
第91号

あじさいの会

小学校1年生と交流

2月10日(水) 西桂小学校において、あじさいの会の皆さんが活動のなかで仕上げたお手玉やあやとりなどを使い昔の遊びを通して小学校1年生との交流をはかりました。

1年生の生活科授業の一環で行われたのですが、会員のみなさんも「久しぶりに楽しい時間を過ごし、半日があつという間でした。」とたいへん喜んでいました。

また、子供たちも「昔の遊びを教えてもらったり、おばあ



ちゃんたちとお話ができたりして楽しかったです。」と感想を聞かせてくれました。「また、来てね、今度はいつ来てくれるの」と廊下まで出て見送ってくれた児童もたくさんいてとても微笑ましい光景でした。

あじさいの会

「ぞうきん」作り

ボランティアセンターに寄付していただいたタオルを、あじさいの会の皆さんに「ぞうきんとおしほり」に仕上げてもらい、次のとおり公共施設に配布しました。会員の皆さんご苦労さまでした。

西桂小学校／ぞうきん50枚
西桂中学校／ぞうきん50枚
YLO会館／ぞうきん20枚
いきいき健康福祉センター
おしほり30枚



ボランティア登録 しませんか

ボランティアセンターでは、年間を通してボランティア登録をしてくださる個人及び団体の申し込みを受けています。

関心のある方はボランティアセンターに申し込み及び連絡を下さい。

ボランティアの支援を必要としている方はいませんか

ボランティアセンターではボランティアの支援を必要としている方の申し込みも受け付けています。お気軽にボランティアセンターまでご連絡して下さい。

お申し込み・お問い合わせ先

西桂町ボランティアセンター

電話 25・3300

(担当：羽田・渡辺)

知っていますか

「NPO法」

最近よく耳にする「NPO法」という言葉の意味を知っていますか。

NPOとは英語の Non-Profit Organization の略で、日本語では民間非営利組織または民間非営利団体と呼ばれています。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で延べ140万人を超えるともいわれるボランティアの活動を契機に、ボランティア団体などの市民活動を支援する社会的な仕組みの必要性

が急激に高まりました。そして平成10年3月19日に「特定非営利活動促進法」として成立し通常「NPO法」とよばれています。

この法律は、ボランティア団体やNPO団体などの任意団体に法人格を付与することで活動の発展を促進しようとするのが主な目的となっています。

3月の予定

1日・8日・15日・29日(月)

歌おう山吹の会

10日・24日(水)

あじさいの会

1日(月)

ボランティア協会定例会

温かい善意ありがとうございます

寄付者名	物品及び寄付金
塩谷 房子さん	古切手・ベルマーク
高尾さと子さん	生地(お手玉用)
渡辺さち子さん	生地
外川かつ子さん	あずき(お手玉用)
関戸 幸子さん	55,000円
その他、大勢の方々より牛乳パック	

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等に最適な保険です。

※5名以上のグループで御参加下さい。

区分	掛金	傷害保険(保険金額)				賠償責任保険 (補償限度額)	共済見舞金
		死亡	後遺傷害	入院	通院		
子供のスポーツ活動等 成人の文化活動、ボラン ティア活動、地域活動	450円	2,000万円	最高 3,000万円	1日につき 4,000円	1日につき 1,500円	身体賠償 1人 1億円 1事故5億円 (免責1,000円)	突然死 および 日射病・ 熱射病 による 死亡
老人のスポーツ活動	800円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	500万円 (免責1,000円)	140万円
成人のスポーツ活動	1,400円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
山岳登山等	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

対象となる事故 グループ活動中の事故・往復途中の事故
保険期間 平成11年4月1日から翌年3月31日まで(申込受付は3月から)

問い合わせ先

西桂教育委員会(担当 永田)

TEL 0555-2512941

スポーツ安全保険は
みんなの安全をお約束します

下水道

(下水道審議会報告)

西桂町公共下水道運営審議会において、平成13年の一部供用開始に向け、下水道の運営についての答申がなされました。内容については次のとおりです。

供用開始前

浄化槽設置に関する

補助制度について

①補助金交付の対象

5年以内に供用開始が見込まれる処理区域内に新築により浄化槽を設置した場合。

(現在のところ旧Jマートから都留市との境界までの地域)

②交付条件

*町税及び受益者負担金を、滞納していないこと。

*下水道への加入について承諾した場合。

③補助金額

浄化槽の種類を問わず
一律100,000円

供用開始後

下水道排水設備工事資金

融資斡旋について

①対象工事

*くみ取り便所を水洗便所に改造又は、し尿浄化槽の機能を停止すると同時にその他汚水の排水設備を設置し、公共下水道に接続する工事。

(現在のところ旧Jマートから都留市との境界までの地域)

②融資斡旋条件

*町税及び受益者負担金を、滞納していないこと。

*処理区域が公示された日から3年以内に工事が完了する見込みであること。

*確実な連帯保証人を有すること。

*居住の用に供する家屋(新築を除く)であること。

③融資斡旋限度額

工事資金のうち限度額40万円
(1万円単位とする)

④償還期限

融資開始から3年以内とする。

⑤償還方法

毎月元利均等償還

⑥利子補給

全額補給とし、利率については金融機関と協議する。

水洗便所等改造奨励金について(現在のところ旧Jマートから都留市との境界までの地域)

*交付の対象
*居住の用に供する家屋(新

築を除く)であること。

*処理区域が公示された日から3年以内に工事が完了し、町の検査に合格したものの。

*町内に住所を有するもの。

*官公署、会社及びその他の法人以外の個人。

②交付条件

町税及び受益者負担金を、滞納していないこと。

③奨励金額

*改造金額が100,000円以上の場合に交付する。

*下水の処理を開始する日から

1年以内の工事	30,000円
2年以内の工事	20,000円
3年以内の工事	10,000円

受益者負担金及び使用料

受益者負担金及び使用料については、桂川流域下水道推進協議会において統一した意見調整がなされていないため継続審議中です。

今後浄化槽の補助制度については、平成11年4月より運営実施できるよう規則等を制定していきます。

河川等の環境保全及び生活環境向上推進の下水道事業に、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

環境

(粗大・処理困難ゴミ) 収集のお知らせ

粗大・処理困難ゴミ収集を次のとおり実施しますので、注意事項を守って搬入をお願いします。

日時 3月14日(日)

場所 下暮地尾尻町有地

時間 午前9時から12時

午後1時から3時

注意事項

洗濯機などモーターの付いているものは外して搬入してください。

タンス・ベッドなどは分解して搬入してください。

布団・じゅうたん・カーペットなどは6等分にして搬入してください。

業務用冷蔵庫・コピー機・自動販売機などは取り扱えませんので購入先に引き取ってもらうようお願いいたします。

搬入できないものについてはお持ち帰りいただきますので、あらかじめご了承下さい。

処理困難ゴミにつきましては有料になりますので、代金を忘れずに持参して下さい。搬入できるものについては先

般配付しました「ゴミ分別マニュアル」を参考にして下さい。

(狂犬病予防注射についてお知らせ)

平成11年度狂犬病予防注射を次のとおり実施します。注射会場は混雑しますので釣銭のないよう料金を持参してください。

日時 4月15日(木)

午前10時～12時

午後1時～3時

場所 役場裏庭

手数料

新規登録手数料 3,000円

予防注射料金 2,850円

注射済票交付手数料 550円

担当獣医 飯島獣医師

注意 当日予防注射を受けられない場合は、役場住民福祉課環境衛生担当までご連絡ください。後日訪問注射を実施いたします。

その他 法律に基づき犬の登録は義務づけられています。未登録の飼い主は必ず登録してください。また、次のときは30日以内に役場に届出が必要です。

・飼いが死亡したとき

・犬の所在地の変更

・飼い犬の変更

予防注射は生後90日(約3ヵ月)以上になったら年1回必ず受けましょう。



小学生と高齢者のユニ カール&餅つき交流会

子どもとお年寄りの世代間交流を目的に、青少年育成西桂町民会議と西桂町社会福祉協議会の共催で、ユニカールと餅つき会がおこなわれました。

二日前に降った雪が凍りつき底冷えのする中学校体育館で行われたユニカールは、小学生9チームと高齢者5チームによる対抗戦でおこなわれました。ルールのわからないところはお互いに教えあい、チャンスときには敵であっても応援し、外の気温とは違ってかわって終始和やかに競技はおこなわれました。

YLO会館で行われた餅つきでは、高齢者と小中学生がわかるがわる餅をつき、みんなで餅をこねてのり巻きやき

な粉餅を作りました。昼食は車座になってみんなで語らいながら自分でついた餅を味わいました。閉会式で高齢者からの「楽しかった？」の問いに、子どもたちも声をそろえて「楽しかった。」と答え、にぎやかなうちに交流会を終えました。

(2/13)

青年海外協力隊

募集説明会

青年海外協力隊は、自己の有する技術や経験を活かして、アジア・アフリカ・中近東・中南米・大洋州および東欧諸国の国造りに協力する青年の海外ボランティア活動です。昭和40年度から始まった国の事業で、すでに66カ国に18,800名を超える青年男女が派遣され、目下、59カ国に約2,400名が活躍中です。

このほど、次により募集説明会を実施しますので御参加ください。

日時 4月21日(水)

午後6時30分～8時30分

場所 富士吉田市民会館
問合せ

山梨県総務部国際課

☎055-223-1437

平成11年度 児童クラブ 児童募集

児童館では、昼間保護者のいない家庭を対象に、放課後対策として、小学校低学年児童の受入れを行っています。家庭との連携を図りながら、遊びを主体とした健全育成及び保護を目的としています。ご希望の方は、お申し込み下さい。

対象児童

西桂在住の小学校1年生～3年生(昼間保護者のいない家庭の児童)

募集人員 30名程度

開設日・時間

月曜～金曜 午後1時～5時
土曜 午前9時～5時

場所 YLO会館2階児童館
保護者負担金 おやつ代として
1ヵ月2000円

申込み方法

児童館に申し込み用紙がありますので、保護者の方が直接用紙を取りに来て下さい。

申込み用紙配布期間

3月1日(月)～3月20日(土)

※現在登録している児童の場合は、申込みは必要ありません。ただし、緊急連絡先など変更がありましたらお知らせ下さい。

平成11年度 母親クラブ 会員募集

子育てに悩んでいる人、子どもと一緒に楽しくいろいろな活動をしてみたい人、遠くからお嫁に来て子育ての仲間がまだいない人、近所に子どもの遊び相手がいなくて探している人：など、母親クラブに入ってみませんか？楽しい仲間がいっぱい！！月に一度の活動で、心も体もリフレッシュしましょう。きつと楽しい子育てができるはず。

《活動日》 毎月第3木曜日

《主な活動》 親子ハイキング・リサイクルバザー・手芸・料理会・工作・自然体験・リズム体操など

《入会費》

無料

《申込み》 電話または直接児童館へ申込みして下さい。

問い合わせ ☎25-2941

担当 諏訪田



当町ふるさと夏まつり実行委員会では、わが町最大のイベントで、最大の規模を誇るお祭りを町民皆様の手で更に盛り上げ、更に発展させ、強いてはわが町独自の伝統あるイベントとして、町内外からも大勢のお客が訪れる、そうした「ふるさと夏まつり」におけるステータスの確立を目指しております。

この町を発展させ、大成させるためには、まず「町民の意識改革」ではないでしょうか？それが可能であるのは、お祭りでありイベントであると確信いたします。

新年度を迎え、新たなスタートがここから始まります。どうか自分の内面にある「積極的な、意欲的な自分」にかけてみませんか？

夏まつり実行委員会とは、自分が気づかないところの能力を最大に引き出せる場であると思っています。

*イベントに関心があり、意欲的な方ならどなたでも。

*年齢・性別は問いません。

*貯金会・同級会などの団体でもかまいません。

【問い合わせ先】

西桂町ふるさと夏まつり実行委員会(西桂町教育委員会内)
(事務局永田) ☎25-2941

都留能力開発 センター

▼能力開発講座▲

●新入社員講座（1回目）

日程 4月5・6日の2日間

（昼間）

時間 午前9時～午後4時

定員 15名

受講料 10,000円

●新入社員講座（2回目）

日程 4月8・9日の2日間

（昼間）

時間 午前9時～午後4時

定員 15名

受講料 10,000円

▼第2種電気工事士 筆記試験準備講座▲

日程 4月12・13・15・16・

19・20・22・23・26・

27日

5月10・11・13・14・

17・18日（16日間）

時間 午後6時～8時50分

定員 20名

受講料 4,200円

▼改善の仕方 （TWI-JM）▲

日程 4月19・20・22・23・

26日の5日間（夜間）

時間 午後6時～午後8時
定員 10名
受講料 1,000円

※受付期間 各講座とも開講日の7日前まで、但し定員に達すれば締切ります。

問い合わせ

都留能力開発センター

電話 0554-4318911

郡内地域産業 センター

「みんなの手芸展」

郡内地域で日頃から手芸に親しんでいる方々が集い、「みんなの手芸展」を展開することになりました。

その味わい深い手作り作品を、皆様お誘いあわせの上ご覧下さいますよう心よりお待ちしております。

日時 3月3日～7日の5日間

午前10時～午後5時

（最終日は午後4時まで）

作品 パッチワーク・編み物・

織物・粘土細工・レザークラフ

ト・陶芸・布張り絵・ツールペ

イント・クレイフラワー・造形盆栽・ちぎり絵・押絵・押し花・生活小物細工・リースなど

場所 郡内地域産業振興センター

主催 みんなの手芸展実行委員会

お問合せ先

郡内地域産業振興センター

電話 0555-2414406

裁 判 所

競売処理が変わります

南北都留郡各市町村にある不動産等に対する競売事件については、従来甲府地方裁判所都留支部において処理してきましたが、4月1日から甲府地方裁判所において処理することになりました。

なお、競売物件のファイル（物件明細書、現況調査報告書、評価書）につきましては、従来どおり都留支部において閲覧することが出来ます。

問合せ

甲府地方裁判所民事部

電話 055-235-1131

甲府地方裁判所都留支部庶務課

電話 0554-432185

県民相談

◇移動県民相談

内容 行政相談・法律相談・交通事故相談・結婚相談・土地住宅相談・その他

日程・場所

開催日	開催場所
3月4日（木）	諏訪町総合福祉センター
3月16日（火）	八代町働く婦人の家

時間 午前10時～午後3時

◇交通事故出張相談

日程・場所

開催日	開催場所
3月4日（木）	富士吉田市役所
3月11日（木）	竜王町南部公民館
3月17日（木）	塩山市役所
3月18日（木）	富士吉田市産業会館
3月23日（火）	県立中央病院
3月24日（水）	石和町役場
3月26日（金）	山梨市働く婦人の家

時間 午前10時～午後3時

問合せ 県民相談センター

電話 055-223-1369

おめでた（誕生）

上町 小林 奈央^な 父 忠信

おくやみ（死亡）

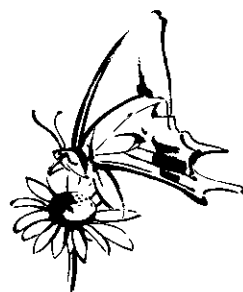
倉見 武藤 賢次^{けん} 親族 信夫
本町 滝澤 なを^{なを} 幸男
上町 小野 六子^{むすこ} 寿一
上町 田村 良則^{りょうのり} 将則
下郷地 新田 みち江^{みちえ} 吉道

平成11年1月届出

人口世帯

平成11年2月1日現在

男 2,414人（-3）
女 2,523人（+3）
合計 4,937人（±0）
世帯 1,414世帯（+3）



おいらが大将



白井 希和ちゃん 1才2ヶ月
智・明子さん（長女）

おいらが大将 写真大募集

わが家の大将を広報に載せてみませんか。お気に入りの写真を総務課広報担当までお届けください。

交通安全を願い

都留交通安全協会西桂支部より、西桂小学校に「ランドセルカバー500枚・横断旗80本」が寄贈されました。
善意に心から感謝いたします。



3月行事予定表

この予定表は、町民の参加を募る行事、町民を対象とする事業について掲載しております。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	1	2	3	4 ◇不用犬猫収集 11時まで（役場）	5	6 ◇ひなまつり会 2時～（児童館）
7	8	9	10	11 ◇中学校卒業式	12	13 ◇資源ゴミ回収
14 ◇粗大・処理困難 ごみ収集 9時～3時 （下暮地尾尻町有地）	15	16 ◇行政相談 1時30分～3時（役場）	17 ◇キムチづくり教室 午後7時～10時（YLO）	18 ◇母親クラブ 2時～ ◇不用犬猫収集 11時30分まで（役場）	19 ◇小学校卒業式	20
21	22	23	24	25	26	27 ◇退所式 ◇おかしづくり教室 ～ドーナツ～ 1時30分～（児童館）
28	29	30	31	4/3（土） 保育所入所式 4/4（日） 川遊び 4/4（日） ボランティア桜まつり 4/5（月） 小中学校入学式		

㊦ 英会話

㊦ 刻字

㊦ 硬筆

毎週各種教室をYLO会館にて開級しております。